

2026年（令和8年）4月10日

令和8年度 （仮称）藤沢市中学校給食センター整備運営事業に係る
実施方針の策定の見通しについて

藤沢市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定に基づき、今年度策定を予定している実施方針の内容を次のとおり公表する。

特定事業の名称	（仮称）藤沢市中学校給食センター整備運営事業
期間	事業契約締結日より 2045年（令和27年）3月31日まで（予定）
概要	旧南部収集事務所跡地を活用した「（仮称）藤沢市中学校給食センター」の設計、建設、維持管理、運営。
公共施設等の立地	藤沢市稲荷412-1 他
実施方針の策定時期	2026年（令和8年）7月（予定）

以上